

1 新座市男女共同参画審議会

① 設置

男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、設置するもの

② 審議事項

- ・基本計画（にいざ男女共同参画プラン）
- ・その他男女共同参画の推進に関する重要事項

例年の審議内容

- | | |
|---|---------------------------|
| ① | にいざ男女共同参画プランの策定 |
| ② | 年次報告書（にいざ男女共同参画プランの進捗状況等） |
| ③ | 新座市男女平等意識・実態調査の調査票等 |

③ 委員構成

市長による推薦と公募による10人以内

2 にいざ男女共同参画プラン

① 内容

新座市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画

② 策定に必要なこと

- ・ 市民の意見を聴く
- ・ 新座市男女共同参画審議会に諮問

③ 年次報告書の作成・公表

- ・ 男女共同参画の推進状況
- ・ 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況

《参考：男女共同参画社会基本法第13条第2項》

市町村は、国と県がそれぞれ策定している男女共同参画基本計画を勘案して、男女共同参画に係る計画を定めるように努めなければならない。

《根拠規定》新座市男女共同参画推進条例第9条、16条

3 新座市男女平等意識・実態調査

① 内容

市民の家庭、地域、職場など様々な場面における男女平等に関する意識と実態を把握するもの

② 目的

- ・ 「にいざ男女共同参画プラン」の基礎資料
- ・ 今後の男女共同参画社会実現に向けての各種施策への反映

③ 実施時期

「にいざ男女共同参画プラン」の策定の前年度

新座市男女平等意識・実態調査の実施

にいざ男女共同参画プランの策定

にいざ男女共同参画プランの初年度（各課事業開始）

次年度

次年度